

2026年3月

株式会社 千葉銀行

「相続定期預金」「退職金定期預金」の取扱い継続について

当行では2025年4月1日(火)より、相続により引き継がれたご資金を特別な金利でお預かりする「相続定期預金」および、退職金を受け取られたお客さまにご利用いただける「退職金定期預金」をお取扱いしております。

上記2商品は取扱期間を2026年3月31日(火)までとしておりましたが、多くのお客さまよりご好評をいただきましたことから、2026年4月1日(水)以降も引き続き取扱いを継続することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

○相続定期預金

商 品 名	相続定期預金
取 扱 期 間	2026年4月1日(水)～2026年9月30日(水)
ご 利 用 いただける方	金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により引き継がれたご資金をお預入れいただく個人のお客さま ※当行以外の金融機関で相続手続きを行い、取得されたご資金も対象です。 ※お申込みの際は、「相続手続き完了の時期」「相続人であること」「お預入れ原資が相続で引き継いだものであること」が確認できる書類をご用意ください。
対 象 預 金	スーパー定期・スーパー定期300 ※自動継続型のみのお取扱いとなります。
お預入れ金額	100万円以上（相続により取得した資金の範囲内） ※1,000万円以上の場合は複数口での作成となります。
お預入れ期間	6か月、1年
初回特別金利 (税引前)	6か月もの：0.9%、1年もの：0.7% ※特別金利は当初期間のみの適用となります。満期日以降の金利につきましては、満期日当日の対応期間の店頭表示金利が適用されます。 ※特別金利適用期間中に中途解約された場合、特別金利は適用されず、解約日における所定の期限前解約利率が適用されます。
お預入れ方法	窓口での受付のみ ※ATM、ちばぎんアプリ、インターネットバンキングでのお預入れは対象外となります。

○退職金定期預金

商 品 名	退職金定期預金
取 扱 期 間	2026年4月1日(水)～2026年9月30日(水)
ご 利 用 いただける方	退職金をお受取り後2年以内に、退職金をお預入れいただく個人のお客さま ※取扱開始日以前に退職金を受け取った場合も対象となります。 ※お申込みの際は、「退職に伴うご入金であること」「退職金の受取日」「金額」が確認できる書類をご用意ください。
対 象 預 金	スーパー定期・スーパー定期300 ※自動継続型のみのお取扱いとなります。
お預入れ金額	100万円以上（退職金お受取り額の範囲内） ※1,000万円以上の場合は複数口での作成となります。
お預入れ期間	3か月、6か月、1年
初回特別金利 （税引前）	3か月もの：1.2%、6か月もの：0.9%、1年もの：0.7% ※特別金利は当初期間のみの適用となります。満期日以降の金利につきましては、満期日当日の対応期間の店頭表示金利が適用されます。 ※特別金利適用期間中に中途解約された場合、特別金利は適用されず、解約日における所定の期限前解約利率が適用されます。
お預入れ方法	窓口での受付のみ ※ATM、ちばぎんアプリ、インターネットバンキングでのお預入れは対象外となります。

以 上